

国道8号道路占用に関する誓約書

国道8号の歩行者利便増進道路（ほこみち）の指定に伴い、歩行者の利便増進を目的として、賑わいを創出する空間づくりに協力します。

なお、空間づくりに協力するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約します。

- 1 歩行者の利便増進に資する施設（ベンチ、椅子等）を設置します。
- 2 飲食を伴う場合においては、ごみ箱を設置し、発生するごみは適切に処分するとともに、占用場所周辺の衛生面に配慮し、常に歩行者が快適に利用できるように清掃等を行い、美化に努めます。
- 3 必要なテーブル、椅子、ごみ箱等の施設を設置する場合は、ウエイトで固定し、風対策を万全に施します。なお、必要に応じて、占用場所に監視員を常駐させ、トラブルや事故のないように十分な安全対策を講じます。
- 4 歩行者、商店街及び近隣住民等の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭等に十分に配慮します。また、トラブルが発生した場合は、利用者自身で対応するとともに、速やかに市へ報告します。
- 5 必要に応じて、十分な感染症の拡大防止対策を講じます。なお、消毒液の設置、注意喚起看板の設置等の対策に係る費用は、自己負担とします。
- 6 歩行者の通行を妨げません。視覚障害者誘導用ブロックも避けた上で、占用を行います。
- 7 荒天、災害、感染症の感染状況等により、実施が困難であると判断した場合は、速やかに設置物等の撤去を行うとともに、中止の旨を敦賀市に報告します。
- 8 実施に際し、官公庁その他関係機関に関する必要な届出・申請等の手続きを行います。
- 9 当日は、事故等がないように十分注意します。万が一、事故等が発生した場合は、出店者自身が全ての責任を負います。公共物の損傷を与えた場合についても同様とします。
- 10 終了後、仮設物等を撤去し、歩行空間を原状に回復します。
- 11 終了後、実施状況が分かる報告書（写真を添付）を敦賀市に提出します。
- 12 その他、敦賀市の指示に従い、空間づくりの目的達成に努めます。
- 13 市主催のイベント等にも積極的に協力します。

令和 年 月 日

敦賀市都市整備部都市政策課長 殿

所在地
団体名
代表者名
連絡先